

第2回 千葉市廃棄物減量等推進審議会一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会

## 個別 27事業の実施状況と次期計画への継続性評価

現行計画の個別 27 事業の実施状況及び次期計画への継続性について、以下の観点で評価を行った。

### 1 事業の実施状況（実績）の達成評価

- A : 着実に進行し、効果が見られる事業
- B : 進行が十分でなく、効果があまり見られない事業
- C : 進行がほとんどなく、効果が見られない事業

### 2 継続性評価の基準

#### （1）社会的要要求性

- 国の動向や地域の課題・ニーズの変化を的確に反映しているか  
(地域にとって必要性の高い事業か)

#### （2）効果（実績）

- 事業による効果はあるか  
※表中に「管理指標」とあるのは計画で定めた指標。

#### （3）経済性

- コスト的に実現・継続可能な事業か

#### （4）潜在的リスクの有無

- 法改正や排出者への極端な負担増加等の潜在的リスクが存在するか

### 3 継続性評価

- a : 継続実施が望ましいと判断される事業
- b : 一部改善が必要な事業
- c : 抜本的な見直し改定が必要な事業
- d : 終了することが望ましいと判断される事業

各基本方針における評価ごとの事業数を以下に、詳細を次ページに示す。

個別 27 事業の継続性評価結果				
評 価	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	合計
a	4	2	0	6
b	5	6	4	15
c	0	2	4	6
d	0	0	0	0

## まだできる！ ともに取組むごみ削減・一步先へ

【基本方針1】市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。

### 1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 「ちばルール」の普及・啓発の強化 ① 各種広報媒体等を活用した、市民・事業者に対する積極的な「ちばルール」の普及・啓発 ② 「ちばルール」協定店の拡充及び協定店のPR  (2) 「ちばルール」の施策の推進 ① ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール協定店に対する優良店表彰制度の実施  (3) 「ちばルール」の施策の見直しと新たな取り組みの実施  (4) 「ちばルール」の効果の検証と次の展開に向けた検討	(1) ① ホームページやごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」等の各種広報媒体を活用した「ちばルール」の普及・啓発  ② ・千葉市商店街連合会加盟商店街との協定締結 ・協定店の取組みPRのための店頭キャンペーン実施 (H24：マイバック持参向上キャンペーン、 H25：食品トレイの店頭リサイクル促進キャンペーン H26：食品トレイキャンペーン)  (2) ① 優良店表彰の実施 (H24：1店舗、H25：5店舗、H26：5店舗)  (3) 平成25年2月に「ちばルール」を改正  (4) ・協定店におけるレジ袋辞退率（量）、食品トレイ・紙パック等の回収実績をホームページへ掲載 ・加入促進協定に基づき、未加入商店街（会）への加入促進	A	・社会的要要求性 ・効果（実績）	a	排出抑制に関する本市の重点施策であり、他の施策のベース施策であることから、今後も継続実施するのが望ましい。

### 2 国及び他自治体との連携

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ  (2) 災害時における相互支援・広域連携の体制構築	(1) ・九都県市廃棄物問題検討委員会減量化・再資源化部会での3R普及促進事業 (「食べきりげんまんプロジェクト」等の実施) ・全国都市清掃会議等と連携し、国や産業界へ働きかけ  (2) 締結済み協定の継続	A	・社会的要要求性 ・効果（実績）	a	継続的に事業が実施されており、1市単独での実行が難しい事項について、今後も引き続き国や他自治体と連携を強化していくことが望ましい。また、災害時における相互支援・広域連携の拡大に努め、平常時から体制づくりを行っていくことが望ましい。

### 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 3R教育・学習の推進</p> <p>① リサイクル教育図書の製作・配布</p> <p>② ごみ分別スクールによる児童への3R教育の実施</p> <p>③ 中・高・大学生を対象とした3R推進活動の実施</p> <p>④ 地域社会における総合的な環境学習の実施</p> <p>(2) ごみ処理に関する情報の共有化</p> <p>① 市政出前講座等によるごみ処理に関する情報提供の充実</p> <p>② ごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」、「リサイクルハンドブック」、「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の発行等による、ごみ減量等に関する最新の情報の提供</p> <p>③ 自治会等による地域住民への情報発信の支援</p> <p>④ 許可業者との連携による事業所への情報提供</p> <p>⑤ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進</p> <p>⑥ ごみ処理経費などの情報発信</p>	<p>(1)</p> <p>① 環境教育教材（小学生版・中学生版）の製作、市内の公立全小中学校へ配布など</p> <p>② ごみ分別スクールの実施（H24:117校/8,912人、H25:114校/8,523人、H26:114校/8,600人）</p> <p>③ ・中学校生徒会等と連携した古紙分別 ・収集・高校生を対象とした「エコレシピ料理講習会」 ・市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の立ち上げ及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営</p> <p>④ 公民館での環境教育講座</p> <p>(2)</p> <p>① 市政出前講座、市民向け説明会など</p> <p>② ごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」、「リサイクルハンドブック（H24）」、「家庭ごみと資源物の出し方一覧表（H24）」「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック（H25）」の発行など</p> <p>③ ごみステーションにおけるポスター掲示など</p> <p>④ 事業系焼却ごみ削減に関するチラシの配布</p> <p>⑤ 事業者向け広報誌「リサイクリーンちば」の配布など</p> <p>⑥ ホームページやごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」等の各種広報媒体へ掲載</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要求性</li> <li>・効果（実績）</li> </ul>	b	継続的な実施による効果が見込まれるため、今後も幼児期及び児童期における3R教育の充実を図るとともに、学校関係者や地域コミュニティなどと連携した新たな施策展開や情報提供の強化が必要である。

#### 4 生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 生ごみの減量・再資源化の推進</p> <p>① 家庭でできる減量化の取り組みに関する情報提供・啓発</p> <p>② 生ごみ減量処理機及び肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の継続</p> <p>③ 生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実</p> <p>(2) 剪定枝の減量・再資源化の推進</p> <p>① 剪定枝チップ機の貸し出し</p> <p>(3) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築</p> <p>① 地域で取り組む剪定枝等の資源化推進</p>	<p>(1)</p> <p>① 公民館等での生ごみ減量・資源化講習会開催 ・段ボールコンポスト製作講習会開催 ・ホームページやごみ減量広報紙「GO！GO！へらそうくん」等の各種広報媒体へ掲載</p> <p>② 生ごみ減量処理機及び肥料化容器購入費用の助成 ・減量処理機 H24:128基、H25:204基、H26:167基 ・肥料化容器 H24:363台、H25:565台、H26:289台</p> <p>③ 生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣 (H24:7回、H25:21回、H26:22回)</p> <p>(2)</p> <p>① 剪定枝チップ機の貸し出し (H24:164回、H25:154回、H26:223回)</p> <p>(3)</p> <p>① 農林水産省からの堆肥化等自肃通知により、実施していない</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的要要求性</li> <li>効果（管理指標1：生ごみ発生抑制量、剪定枝チップ機の貸出回数）</li> </ul>	b	<p>生ごみについては、ごみ全体の約4割を占めており、講習会の充実や生ごみ資源化アドバイザー派遣など、排出抑制に向けた様々な施策が実施されているが、今後、さらなる市民への周知を徹底する必要がある。剪定枝については、農林水産省からの堆肥化等自肃が通知されているため、国の動向を注視する必要がある。</p>

#### 5 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 発生抑制（リデュース）の促進</p> <p>① 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ[再掲2]</p> <p>(2) 再使用（リユース）の促進</p> <p>① ホームページにおけるフリーマーケットの開催情報等の提供</p> <p>② 区役所等の市関連施設における不用品交換情報の提供</p> <p>③ リユースカップの普及・促進</p> <p>④ マイボトルの普及・促進</p> <p>⑤ イベント等でのリユース食器の使用を促進するための各種情報の提供</p>	<p>(1)</p> <p>① 九都県市廃棄物問題検討委員会減量化・再資源化部会での3R普及促進事業 （「食べきりげんまんプロジェクト」等の実施） ・全国都市清掃会議等と連携し、国や産業界へ働きかけ [再掲2]</p> <p>(2)</p> <p>① ホームページへの情報掲載</p> <p>② 「リサイクル情報コーナー」において情報の提供</p> <p>③ リユース食器に関する情報をホームページ等へ掲載</p> <p>④ マイボトルの普及に関する動画を作成し、ホームページ（You Tube）に掲載</p> <p>⑤ 前計画において実施していたが、現行計画から実施した新たな施策はなかった。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的要要求性</li> <li>効果（実績）</li> </ul>	b	<p>リデュース・リユースの市民全体への普及拡大のため、既存の媒体のみならず、事業者や地域コミュニティとも連携しながら多様な媒体や機会を活用したアプローチを検討する必要がある。</p>

## 6 料金の見直しによるごみの排出抑制

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 家庭ごみの有料化 ① 実施に係る周知・啓発  ② 実施後のごみ排出抑制効果の検証  ③ ごみ処理費用・手数料収入の使途などの情報提供  (2) 処理施設への搬入手数料の見直し	(1) 平成26年2月に家庭ごみ手数料徴収制度を導入 ① ・市長との対話会、市民説明会等の実施 ・ポスター掲示（公共施設、ごみステーション等）や、 ホームページ、ごみ減量広報紙「GO! GO! へらそうくん」 等の各種広報媒体を活用した周知・啓発 ・「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」、 新指定袋お試しセット、新指定袋販売店一覧表の全戸配布 ② 排出量の推移、資源化率、不法投棄・不適正排出等の状況 を検証し、ホームページや市政だよりに掲載 ・導入後7か月間の効果検証（平成26年10月） ・導入後1年間の効果検証（平成27年7月） ③ ホームページや市政だよりに掲載  (2) 実施していない	B	• 効果（管理指標1：家庭系可燃ごみ収集量、事業系可燃ごみ収集量）	b	家庭ごみ手数料徴収制度については、今後も継続的にモニタリング及び情報発信を行い、制度の見直しなどを含めて検討することが望ましい。また、事業者の処理責任と受益者負担の適正化を図るため、事業系ごみの処理施設への搬入手数料の見直しについても慎重に検討を行う必要がある。

## 7 ごみ出し支援サービスの実施

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ・資源物の戸別収集の実施	(1) 家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策として、 平成26年2月より実施  (平成26年度末現在、対象世帯数75世帯)	A	• 社会的要要求性 • 効果（実績）	a	制度の周知を徹底し、支援団体を拡充しつつ、今後も継続実施するのが望ましい。

## 8 環境美化の推進・不法投棄の防止

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 環境美化に取り組む市民への積極的な支援</p> <p>① 清掃ボランティア団体の美化活動に対して、ごみ袋の配付や清掃用具の貸与・支給、表彰の実施等によるボランティア活動の促進</p> <p>② 「美しい街づくりの日」及び「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーンの実施</p> <p>③ 「千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰」の実施</p> <p>(2) 不法投棄の防止</p> <p>① ごみステーション及び不法投棄多発場所のパトロールと不法投棄物の早期撤去指導</p> <p>② 不法投棄防止強化月間を中心とした、不法投棄未然防止に向けたPRの実施</p> <p>③ 廃棄物適正化推進員への講習会の拡充</p> <p>④ 有料化導入に伴う、不法投棄防止対策の実施</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ごみ袋の配付や清掃用具の貸与・支給、表彰の実施等により清掃ボランティア団体の美化活動を支援</li> <li>② ・「ごみゼロクリーンデー」の実施 ・「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーンの実施</li> <li>③ 「千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰」を実施</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各環境事業所において、町内自治会や廃棄物適正化推進員と連携し、監視・パトロールを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄多発場所の定点監視：延べ 450 ステーション</li> <li>・巡回パトロール：延べ 29,200 ステーション</li> </ul> </li> <li>② ・不法投棄防止強化月間における市政だよりへの掲載や立看板の設置、及び町内自治会等への不法投棄防止用看板の配布による啓発を実施</li> <li>③ ・ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施[再掲 8] (H24：6 団体 10 個人、H25：8 団体 10 個人、H26：12 団体 6 個人) ・廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用 [再掲 8]</li> <li>④ 直営に加え、委託 (H25.4～) による深夜時間帯における巡回パトロール・定点監視、及び町内自治会等に対する監視カメラ等貸与 (H25.6～) を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラの貸与・設置：延べ 47 か所</li> <li>・不法投棄監視員の委嘱：127 人</li> </ul> </li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要求性</li> <li>・効果（実績）</li> </ul>	a	<p>家庭ごみ手数料徴収制度の導入に伴い不法投棄の増加が懸念されていたが、民間委託による不法投棄等防止監視業務や監視カメラ等の貸与により一定の防止効果が得られており、今後も継続して実施することが望ましい。</p>

## 9 C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進</p> <p>① 対象施設における廃棄物排出削減等の継続実施</p> <p>② 目標達成状況、監査結果及びシステム見直し状況等のホームページ等での公表</p> <p>③ 事業系プラスチックごみの分別の推進</p> <p>④ 許可業者との連携による事業所への情報提供[再掲3]</p> <p>(2) 取り組みに関する市民・事業者との相互的な情報交換の実施</p>	<p>(1)</p> <p>① C-EMSをすべての市施設（約470施設）に適用 ・市組織・指定管理者・外郭団体に対し、廃棄物排出削減等に関する周知及び説明会開催 ・市庁舎内会議等でのリユースカップ使用のPRなど</p> <p>② 目標達成状況、監査結果及びシステム見直し状況等をホームページで公表</p> <p>③ 実施していない</p> <p>④ 事業系焼却ごみ削減に関するチラシの配布【再掲3】</p> <p>(2) 市の事務事業における3Rへの取り組み状況をホームページで公表</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要要求性</li> <li>・効果（管理指標1：本庁舎から排出される可燃ごみの量、管理指標2：中央コミュニティセンターから排出される可燃ごみの量、管理指標3：6区役所から排出される可燃ごみの量）</li> </ul>	b	市庁舎等のみならず、指定管理者施設への拡大を検討し、今後も継続した率先行動に関する施策の充実が必要である。

【基本方針2】分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。

10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 協働によるごみの減量・再資源化に関する取り組みの推進 ① リユースカップの普及・促進 [再掲5] ② 家庭ごみの有料化導入等によるごみ減量推進への取り組みの検討 ③ NPOなどの関係団体との連携・活動支援 ④ 家庭や事業所でできるごみの減量や分別の実践のためのきめ細かな情報提供 ⑤ 許可業者との連携による事業所への情報提供[再掲3] ⑥ 中小規模の事業所に対する周知・啓発の推進[再掲3]	(1)  ① リユース食器に関する情報をホームページ等へ掲載 [再掲5] ② 平成26年2月に家庭ごみ手数料徴収制度を導入 ③ 廃食油回収リサイクル (H26:1,953 リットル) ④ ・ごみ減量広報紙「GO ! GO ! へらそうくん」、「リサイクルハンドブック (H24)」、「家庭ごみと資源物の出し方一覧表 (H24)」「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック (H25)」の発行など ・事業所への雑がみ分別ボックスの配布 ・事業者向け広報誌「リサイクリーンちば」の配布など ⑤ 事業系焼却ごみ削減に関するチラシの配布 [再掲3] ⑥ 事業者向け広報誌「リサイクリーンちば」など [再掲3]	A	・効果（管理指標1：家庭系焼却ごみ量、管理指標2：事業系焼却ごみ量、管理指標3：廃棄物適正化推進員向けの研修参加率）	b	市民・事業者・市の協働により廃食油の回収・リサイクルを開始するなど、新たな資源化品目の導入に取り組んでいるが、今後はさらに三者が密接に連携し、それぞれの持つ知識や行動力を活かした施策を展開し、効果を高めていくことが必要である。
(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援 ① 研修の充実 ② ごみの減量・再資源化に関する情報提供の充実	(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援  ① 廃棄物適正化推進員研修会の開催 ② 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドインの運用[再掲8]				

## 1.1 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域コミュニティにおける人材育成</li> <li>② 業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会や情報提供・意見交換の実施</li> <li>③ 中小規模事業者の共同による排出・資源化事業の推進</li> <li>④ NPOなどの関係団体との連携・活動支援 [再掲 10]</li> <li>⑤ 自治会同士で意見や情報交換ができる仕組みづくり</li> <li>⑥ ごみの適正排出に向けた、廃棄物適正化推進員を中心とした自治会等による取り組み推進</li> </ul>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成[再掲 3]</li> <li>② 業界団体や商工会等の組織団体に対する情報提供や講習会の実施</li> <li>③ 廃食油回収リサイクル (H26:1,953 リットル) [再掲 10]</li> <li>④ 廃食油回収リサイクル (H26:1,953 リットル) [再掲 10]</li> <li>⑤ 千葉市町内自治会連絡協議会(市連協)専門部会「ごみ問題検討委員会」、市連協主催「市長との懇話会」の開催</li> <li>⑥ 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用[再掲 8]</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要求性</li> <li>・効果（実績）</li> </ul>	b	<p>千葉市町内自治会連絡協議会専門部会「ごみ問題検討委員会」、市民・事業者・市の協働による廃食油リサイクルや市内大学生を中心とした地域コミュニティ活動を積極的に行っており、今後も継続して事業を実施することが望ましい。ただし、事業者間ネットワークの活用については、今後より効果的な活用方法の検討が必要である。</p>

## 12 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) ごみステーション排出指導の強化 ① 町内自治会や廃棄物適正化推進員等の協力による排出指導の強化 ② 外国語表記の看板を設置するなど、多くの市民に伝わる排出指導の実施  ③ 廃棄物適正化推進員への講習会の拡充 [再掲8]	(1) ① 廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用[再掲8] ② 外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語）版 ・「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の配布 ・ごみステーション看板の配布 ③ ・ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 [再掲8] (H24：6団体 10個人、H25：8団体 10個人、 H26：12団体 6個人) ・廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動 ガイドラインの運用[再掲8] ④ 不適正排出ごみの開封調査、文書指導等の強化 ⑤ 住宅管理会社との連携による単身者向け啓発の実施	A	・社会的要性 ・効果（管理指標1：家庭系焼却ごみ量）	a	平成22年に条例を一部改正し、資源物及び不燃ごみの持ち去り行為の禁止や、「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を創設するなど、ごみステーションの排出指導等による改善効果が得られている。また、市民の意見を反映し、わかりやすい情報発信にも努めており、今後も継続実施するのが望ましい。
(2) ごみステーション管理の支援 ① ステーション管理に必要な用具等の貸与の実施  ② 「千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰」の実施[再掲8]  ③ 資源物の持ち去り対策の強化	(2) ① ごみステーション管理支援（ステーション管理に必要な経費（コンテナの購入・修繕、看板の設置、防鳥ネットの購入など）に対する補助金の交付） ② ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施[再掲8] (H24：6団体 10個人、H25：8団体 10個人、 H26：12団体 6個人) ③ ・環境事業所によるパトロールの実施 ・「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」、 ごみステーション看板の配布による啓発の実施				
(3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の作成	(3) 市民から寄せられた意見や要望を反映した 「家庭ごみの減量とごみの出し方ガイドブック」の作成				

### 13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 集団回収団体等に対する支援等            ① 資源回収奨励補助金による活動の促進            ② 資源回収に必要な用具の貸与            ③ 表彰制度の活用</p> <p>(2) 集団回収のPR及び実施情報の提供</p> <p>(3) 市民が分別出しやすいシステム作り            ① 古紙類分別に関する情報提供の充実            ② 古紙の出し方の容易化に向けた検討            ③ 資源物等の店頭回収・拠点回収場所（リサイクルステーション）の設置検討            ④ 家庭ごみの有料化による分別排出の促進</p>	<p>(1)            ① 資源回収奨励補助金の支給            ② 保管庫、リヤカー、台車、保護ネット、案内看板の貸与            ③ 資源回収団体への表彰制度の実施</p> <p>(2) ホームページ・各種広報媒体へ掲載</p> <p>(3)            ① ごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」、「リサイクルハンドブック」、「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の発行等による情報提供[再掲3]            ② (公財) 古紙再生促進センターと意見交換を実施            ③ ・古紙回収庫における古紙回収            ・使用済小型家電の拠点回収            ・廃食油回収リサイクル (H26:1,953 リットル) [再掲 10]            ④ 平成26年2月に家庭ごみ手数料徴収制度を導入</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果（管理指標1：集団回収量、管理指標2：古紙・布類回収量（ステーション・古紙回収庫））</li> </ul>	b	集団回収に未参加の団体へ継続してアプローチを行うこと等により、さらなる推進が必要である。

### 14 プラスチック製容器包装の再資源化の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 容器包装リサイクル法の対象となっているプラスチック製容器包装の分別収集による再資源化の推進	(1) 容器包装リサイクル法改正の動向を注視するとともに、回収方法・回収量・費用対効果等を勘案した上で実施を検討	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的要性</li> <li>効果（管理指標1：その他プラスチック製容器包装分別収集量）、</li> <li>経済性、</li> <li>潜在的リスクの有無</li> </ul>	c	国による容器包装リサイクル法の改正の動向を踏まえ、焼却ごみの削減状況と費用対効果を勘案したうえで、総合的な視点から実施の有無について判断する。

## 15 剪定枝等の再資源化の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 剪定枝等の“小さな”循環システムの構築（地域で取り組む剪定枝等の資源化推進【再掲4】）  (2) 剪定枝等の“大きな”循環システムの構築（市収集により全市展開する資源化事業の実施）	(1) 農林水産省からの堆肥化等自粛通知により、実施していない【再掲4】  (2) 剪定枝等循環システムモデル事業の実施検討（2地区） (平成27年5月～平成28年3月)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要性</li> <li>・効果（管理指標1：家庭系剪定枝再資源化量）</li> <li>・経済性</li> <li>・潜在的リスクの有無</li> </ul>	b	家庭系剪定枝等の再資源化モデル事業の効果を検証し、全市展開をめざすとともに、事業系剪定枝等の再資源化の施策を検討することが必要である。

## 16 生ごみの再資源化の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 家庭系生ごみの収集事業の段階的な拡大  (2) 事業系生ごみの再資源化の促進 ① 食品関連事業者に対する登録再生事業者への生ごみ排出の誘導による、再資源化の促進 ② 先進的な取組事例・方法等の情報提供	(1) 生ごみ分別収集特別地区事業を4地区（約2,760世帯）で実施（H24:234トン、H25:237トン、H26:247トン）  (2) ① 食品関連事業者に対し、生ごみをリサイクル事業者へ排出するよう誘導  ② 食品営業を対象とする食品衛生講習会において、事業系生ごみの減量化・再資源化・適正処理について説明	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要性</li> <li>・効果（評価指標1：家庭系生ごみ資源化量）</li> <li>・経済性</li> <li>・潜在的リスクの有無</li> </ul>	c	特別地区の拡大については、費用対効果等を勘案した上で、計画での位置づけを検討する必要がある。また、事業系生ごみについては、学校給食残渣や食品関連事業者から排出される生ごみの資源化等について検討が必要である。

## 17 さらなる資源化品目の検討・推進施策

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 製品プラスチックの分別収集の検討  (2) 民間事業者との連携による小型家電の分別収集の検討	(1) 実施していない  (2) 平成26年2月より使用済小型家電の拠点回収を開始（H25:3.2トン/12か所、H26:11.5トン/16か所）	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要性</li> <li>・効果（実績）</li> <li>・経済性</li> </ul>	b	平成26年2月より開始された使用済小型家電及び平成26年8月より開始された廃食油の拠点回収については、拠点数の増加などによりさらなる事業の拡充をめざしていく。製品プラスチックの分別収集については、国の動向も踏まえつつ、その他の資源化品目の拡充と合わせて慎重な検討を継続していく必要がある。

## 18 事業所ごみの排出管理・指導の徹底

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ① 事業用大規模建築物に提出を義務付けている減量計画書を見直し、それを活用した指導・立入調査の強化及び排出抑制・分別徹底指導 ② 事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」への掲載や廃棄物講演会等による事業者の優れた取り組みのPR ③ 許可業者を通じた事業所への情報提供の推進[再掲3] ④ 減量達成事業者に対する表彰制度の活用	(1) ① 減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化 (立入調査件数 H24:126件、H25:152件、H26:219件)  ② 事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」への掲載や廃棄物講演会等により事業者の優れた取り組みをPR  ③ 事業系焼却ごみ削減に関するチラシの配布 [再掲3]  ④ 廃棄物適正化推進員研修会において「焼却ごみ1／3削減」目標達成貢献者表彰を実施	B	・社会的要要求性 ・効果（管理指標1：事業系ごみの焼却処理量） ・経済性	b	量の多い古紙類・生ごみを中心に、事業所や商業施設における分別を促進するなど、さらなるごみ減量・再資源化に向けた施策が必要である。また、許可業者を通じた効果的な情報提供の徹底などを検討する必要がある。
(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ① 未契約事業者の調査・把握及び適正排出の指導 ② 未契約事業者の多い業種を中心としたPR・指導の強化 ③ ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施 ④ 事業所からごみステーションへの不適正排出が多い地域に対する、家庭ごみ戸別収集によるさらなる防止策の推進	(2) ① 新規開業の事業者へ、リーフレット「事業所ごみの処理方法」を送付 ② 実施していない  ③ ごみの分別・排出ルールを遵守していない事業者に対して指導 (H24:126件、H25:129件、H26:87件) ④ 事業所ごみの不法排出の多い家庭ごみステーションを対象に民間警備会社に委託し監視・指導を実施				

## 19 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施 ① 検査の実施状況等を継続的に検討 ② 不適正搬入者への指導の実施	(1) ① 検査の実施状況等をホームページに公開 (検査台数 H24:17,920台、H25:20,017台、H26:18,122台) ② 不適物を搬入した許可業者及び排出事業者に対する指導の実施 (指導件数 H24:26件、H25:24件、H26:10件)	A	・社会的要要求性	a	事業系ごみの資源物や受入不適物の混入を防ぐためにも、継続的に搬入物検査を実施する必要がある。また、検査が形骸化しないように実施回数を増やす等の体制づくりが必要である。

【基本方針3】低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。

## 20 収集運搬体制の合理化

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 環境にやさしい収集車の導入 ① 低公害車の導入  ② 収集車用バイオマス燃料の利用の調査・検討  (2) 収集体制の整備・見直し ① 収集頻度、収集区域、収集車両の種類及び車両数等の見直し ② ごみステーション管理システムの維持・管理 ③ 粗大ごみ収集の委託化 ④ 収集運搬業務委託における競争入札の検討・実施	(1) ① 収集運搬委託業者に対し、天然ガス車などの低公害車の導入を奨励 ② 実施していない  (2) ① 現行体制による収集を実施 ② 粗大ごみ受付システムによる、ごみステーション管理を実施 ③ 粗大ごみ収集の委託化を実施 ④ 他都市の現状調査、市民生活に与える影響等に係る検討を実施	B	• 効果 (管理指標1：可燃ごみ収集運搬単価、 管理指標2：不燃ごみ収集運搬単価、 管理指標3：粗大ごみ収集運搬単価、 管理指標4：低公害車台数割合)	b	可燃ごみ・不燃ごみについては、より合理的な収集体制を検討する必要がある。また、廃食油の拠点回収実施を受け、バイオマス燃料を利用した低公害車のさらなる導入促進が求められる。

## 21 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 事業系ごみの民間処理の促進 ① 事業系ごみの民間処理に向けた事業化の促進 ② 市内の廃棄物処理施設の活用の促進  (2) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討 ① 民間施設の活用を含めたその他プラスチック、剪定枝の資源化 ② 民間施設の活用を含めた新規品目の資源化検討 ③ 民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築 ④ 災害時における民間施設との支援体制の構築	(1) ① 実施していない  ② 市内の民間廃棄物処理施設を活用した生ごみの処理  (2) ① 剪定枝の“大きな”循環システムについて、剪定枝等循環システムモデル事業の実施検討（2地区）（平成27年5月～平成28年3月） ② 蘇我エコロジーパーク内のメタン発酵ガス化施設にて、生ごみ分別収集特別地区事業での処理業務を実施 ③ 蘇我エコロジーパーク内のメタン発酵ガス化施設にて、生ごみ分別収集特別地区事業での処理業務を実施 ④ 平成23年4月に「震災廃棄物処理の支援に係る協定」を締結	B	• 社会的要求性 • 効果（管理指標1：事業系ごみ（生ごみ）の民間処理量） • 経済性	c	生ごみ・剪定枝については、さらなる民間施設の活用を検討する必要がある。なお、事業系ごみの民間誘導について、地域コミュニティや事業者ネットワークなどを有効に活用した推進施策を講じることが必要である。また、平成23年4月に民間処理施設と「震災廃棄物処理の支援に係る協定」を締結しており、災害時における支援体制を継続する必要がある。

## 22 焼却残渣の再生利用の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 焼却残渣の再生利用 ① 焼却残渣の溶融スラグ化、エコセメント化による再利用 ② 溶融スラグの利用促進	(1) ① 焼却残渣の溶融スラグ化による再利用 (エコセメント化は未実施) ② ストックヤードを活用した溶融スラグの利用	B	・社会的要求性 ・効果（管理指標1：溶融スラグ生成量・焼却灰エコセメント化量・焼却灰委託処理量） ・経済性	c	現在、エコセメント施設が停止中のため、実績値が管理指標から大きく乖離している。将来の新清掃工場において再生利用を推進するとともに、新たな再資源化先の検討及び拡大を図っていく必要がある。

## 23 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	(1) 北・新港清掃工場における長期責任型運営維持管理の実施	A	・社会的要求性 ・効果（実績） ・経済性	c	長期責任型運営維持管理については、一定の費用削減効果が得られており、今後も継続的な実施が求められる。一方、北清掃工場は稼働後18年が経過、新港清掃工場は稼働後12年が経過することから、リニューアルを含めた施設整備計画の検討が必要である。

## 24 最終処分場の適正管理

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 最終処分場の適正な維持管理 ① 埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ② 観測井、民家井の水質調査の実施 ③ 最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の実施	(1) ① 埋立物の飛散防止に係る適切な処分及び浸出水の適正処理の実施 ② 観測井、民家井の水質調査の実施 ③ 測量実施による埋立残余の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の実施（長期責任型運営維持管理）	A	・社会的要求性 ・効果（実績） ・経済性	b	安定的な維持管理が継続されているが、新内陸最終処分場は、平成24年度末時点で40%ほどが埋立完了しており、平成50年度に埋立終了見込みであることから、次期最終処分場の確保に向けた整備計画の詳細な検討が必要である。

## 25 安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
(1) 北谷津清掃工場の廃止 (2) 北清掃工場代替施設の整備内容の検討 (3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討 (4) 最終処分場の再生・延命化に向けた検討	(1) 北谷津清掃工場の廃止に関する方針を検討 (2) 焼却ごみの安定処理を確立するための施設整備方針を検討 (3) 次期リサイクル施設に関する整備方針の検討 (4) 最終処分場と汚水処理場の整備方針の検討	A	・社会的要求性 ・効果（年間焼却ごみ量） ・経済性	c	「塵芥焼却建設委員会」、「千葉市一般廃棄物処理施設整備計画」並びに「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」での決定事項・方針に則って、施策を具体化していく必要がある。

## 26 新たな資源化システムの検討

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 安定的な処理を実現するための民間施設を含めた総合的なごみ処理システムの検討</p> <p>(2) エネルギー利用の強化に向けたごみ処理システムの検討</p> <p>(3) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更に併せた新浜リサイクルセンターの高機能化に向けた更新の検討 [再掲25]</p> <p>(4) 民間施設の活用を含めた処理・資源化システムの検討[再掲21]</p>	<p>(1) 2工場体制移行に伴い3用地2工場体制の方針決定</p> <p>(2) ごみ焼却余熱有効利用促進に関する研修会等に出席し技術動向について現状を把握</p> <p>(3) 次期リサイクル施設に関する整備方針の検討[再掲25]</p> <p>(4) 剪定枝の“大きな”循環システムについて、剪定枝等循環システムモデル事業の実施 (2地区)(平成27年5月～平成28年3月)</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要性</li> <li>・経済性</li> </ul>	b	ごみ焼却余熱有効利用促進や剪定枝等の燃料チップ化への活用等について、今後も継続して情報収集を行うとともに、さらなる資源化品目の検討・推進と合わせて、その受け皿となる施設のあり方について、民間施設の活用も含めた検討を継続する必要がある。

## 27 適正処理困難物等の処理推進

事業内容（計画）	H24～26年度の実施状況（実績）	達成の評価	継続性評価の基準	継続性の評価	評価理由
<p>(1) 適正処理困難物等の処理促進</p> <p>(2) 資源化品目の拡大等、収集体制の変更による新浜リサイクルセンターの更新に併せた処理品目の検討</p>	<p>(1) 全国都市清掃会議や大都市清掃事業協議会などを通じて国に対する要望を行った。</p> <p>(2) 資源化品目の拡大や収集体制の変更は行わず、現状を維持した。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要性</li> <li>・経済性</li> </ul>	b	今後、新浜リサイクルセンターの更新に合わせて処理品目の増加を検討する必要がある。また、事業者の拡大生産者責任に基づく処理システムの整備を促すとともに、国に対しても積極的な働きかけを継続することが求められる。